

下松市・記者発表(配布)資料

令和7年11月6日

部課名	課長	担当係長	連絡先(直通)
総務部総務課	阿部 隆一	奥藤 芳幸	0833-45-1807
1 件名	令和7年11月の強調月間推進項目について		
2 概要	下松市では、毎月、強調月間推進項目及び実践事項を定め、裏面のとおり職員に通達しています。		
3 内容	別紙 ①火災予防について ②児童虐待防止の推進について 詳しくは、①消防本部予防課 0833-45-1882 ②こども家庭課相談支援係 0833-45-1873 にお問い合わせください。		
4 対象者	下松市職員		
5 その他	実践事項は裏面のとおり		

各部課等の長 様

消 防 長

火災予防について

これから火災が発生しやすい時季を迎え、防火意識の高揚と火災予防体制の一層の充実を図る目的で、11月9日(日)から11月15日(土)までの間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

つきましては、11月を「火災予防強調月間」とし、下記事項を特に推進することとしましたので、所属職員に周知徹底してください。

スローガン

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』 (全国統一防火標語)

< 実践事項 >

1 住宅防火対策の推進

- (1) 自宅の住宅用火災警報器を点検する。
- (2) 寝たばこは絶対にしない、させない。
- (3) ストーブの近くに物を置かない。
- (4) こんろを使うときは火のそばを離れない。離れるときは、ガスコンロの火や電磁調理器具の電源を必ず消す。
- (5) コンセントのほこりを清掃し、不必要的なプラグは抜く。

2 放火火災防止対策の推進

- (1) 建物の周りに燃えやすいもの（段ボール、古新聞等）を置かない。
- (2) ごみは決められた日の朝に出す。
- (3) 車庫、物置き等は確実に施錠し、不審者の侵入を防ぐ。

3 職場における防火安全対策の徹底

- (1) タコ足配線はしない。コンセント周辺の清掃を実施する。
- (2) 万が一に備えて消火器、屋内消火栓、排煙設備の設置場所及び操作方法を確認する。
- (3) 安全・確実・迅速に避難できるよう、防火戸の周囲、通路、階段に物を置かない。

各部課等の長 様

こども未来部長

児童虐待防止の推進について

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための各種取組を行っています。

つきましては、本市においても11月を「児童虐待防止の推進強調月間」とし、下記事項を特に実践することとしましたので、所属職員に周知徹底してください。

記

< 実践事項 >

1 児童虐待について正しい知識と理解を深める。

○児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律第2条）

- (1) 身体的虐待：殴る、蹴る、激しく揺さぶる等
- (2) 性的虐待：こどもへの性的行為、性的行為を見せる等
- (3) ネグレクト：食事を与えない、ひどく不潔にする、病気になっても受診させない等
- (4) 心理的虐待：言葉による脅し、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV：ドメスティックバイオレンス）等

○令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、ためらわず通告する。（児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条）

- ・周南児童相談所 0834-21-0554
- ・下松市こども家庭課相談支援係 0833-45-1873
- ・児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）189（いちはやく）